

「臓器提供意思表示欄」について

臓器提供の意思表示について

臓器の移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう、保険証に「臓器提供意思表示欄」を設けています。どなたでも意思表示をすることができます。

意思表示をするかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、必ずしも記入する必要はありません。また、意思表示の有無によって、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

意思表示欄保護シールについて

「意思表示欄保護シール」は、保険証(裏面)の臓器提供意思表示欄の記入の有無にかかわらず、上から貼り付けることで内容を他人に知られないように保護することができます。

↓ここからはがしてお使いください

意思表示欄保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄の記入の有無にかかわらず、上から貼り付けて使用できます。

一度貼ると貼り直しができません

記入の際の注意点

- 記入に際しましては、ボールペンなどの消えない筆記用具で記載してください。
- 意思表示欄保護シールは、意思表示欄と署名欄が隠れるように上から貼り付けてください。

【貼り付け見本】 保険証(裏面)

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

ここに貼り付けます

(意思表示を確認する際にはがします)

ご不明な点については、下記の窓口にお問合せください。

■ 臓器提供に関するご質問・お問合せ

(公社)日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル：0120-78-1069 (平日 9:00~17:30)

ホームページ：https://www.jotnw.or.jp

■ 保険証に関するご質問・お問合せ

東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター

TEL:0570-086-519 FAX:0570-086-075